

独立行政法人日本学術振興会研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業実施要項

令和5年1月25日  
理事長 裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第5条の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第5条の規定に基づき、特別研究員－PD、RPD、CPD（国際競争力強化研究員）（以下総称して「PD等」という。）について受入研究機関での雇用を可能にするるとともに、当該研究機関の責任においてPD等の育成と研究環境の向上が図られるよう、振興会が行う特別研究員制度の趣旨に賛同しPD等を雇用して積極的に優秀な若手研究者の確保・育成に取り組むことを希望する研究機関を対象に支援を実施し、もって優秀な若手研究者の効果的な育成及び更なる研究奨励に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この実施要項において、「特別研究員」とは、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第5条の規定に基づき振興会が行う特別研究員事業において、振興会が選考し、採用する若手研究者をいう。

2 この実施要項において、「PD等」とは、振興会が行う特別研究員事業における特別研究員－PD（以下「PD」という。）、特別研究員－RPD（以下「RPD」という。）及び特別研究員－CPD（国際競争力強化研究員）（以下「CPD」という。）を総称していう。

3 この実施要項において、「取扱要領」とは、振興会が作成する本事業に係る取扱要領をいう。

4 この実施要項において、「募集要項」とは、振興会が作成する本事業に係る募集要項をいう。

5 この実施要項において、「事務処理説明書」とは、振興会が作成する本事業に係る事務処理説明書をいう。

6 この実施要項において、「諸手続の手引」とは、PD等を雇用する受入研究機関及び雇用されるPD等に対して振興会が作成する本事業に係る遵守事項及び諸手続の手引をいう。

(支援対象者)

第4条 本事業における支援を受けることができる者は、PD等を雇用する受入研究機関のうち、第6条から第8条に定める要件等を満たす者（以下「支援対象機関」という。）とする。

（支援経費）

第5条 振興会は、支援対象機関に対し若手研究者雇用支援金を交付する。

2 前項に掲げる若手研究者雇用支援金に関し必要な事項は、別に定める。

（支援要件）

第6条 本事業の支援を受けようとする者は、「特別研究員・PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）として振興会に登録しなければならない。

（登録申請者）

第7条 本事業において雇用制度導入機関として登録することができる者は、PD等の受入研究機関としての資格を有する我が国の大学等研究機関とする。

（登録要件）

第8条 本事業において雇用制度導入機関として登録する者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 雇用制度導入機関は、PD等の雇用にあたり、特別研究員の研究計画の遂行に支障が生じないようにし、雇用するPD等（以下「雇用PD等」という。）の主体的な研究の遂行を確保すること。
- 二 雇用制度導入機関において、本事業に基づき雇用PD等に対して月ごとに支給する基本給（当該機関において地域手当の支給がある場合は、当該手当を含むことができる）の設定額は、振興会が当該年度の特別研究員に対し採用区分に応じてそれぞれ支給する研究奨励金の月額を下限とすること。
- 三 雇用制度導入機関は、PD等を常勤職相当として雇用すること。
- 四 雇用制度導入機関は、独立行政法人日本学術振興会特別研究員事業実施要項（平成15年11月17日理事長裁定）第7条第1項に定める特別研究員としての採用期間を雇用期間の下限とすることを前提として、PD等を雇用すること。ただし、雇用開始前に特別研究員として採用された期間がある場合は、当該期間を除く。
- 五 雇用制度導入機関は、雇用制度導入機関としての登録後においては、当該機関を受入研究機関として新たにPD等に採用される者について、全て雇用すること。
- 六 雇用制度導入機関は、PD等の雇用にあたり、機関内で必要な体制や規程の整備を行うとともに、それらを関係者に適切に周知すること。
- 七 雇用制度導入機関は、特別研究員制度が我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の育成を目的として主体的な研究を推進していることを踏まえ、雇用PD等の育成方針を作成・公表し、積極的に当該育成の取組を実施すること。また、その方針

及び取組の内容を振興会に報告すること。

八 雇用制度導入機関は、PD等の雇用にあたり、本実施要項のほか、取扱要領、募集要項、事務処理説明書及び諸手続の手引を遵守すること。

(登録手続)

第9条 本事業において雇用制度導入機関としての登録を希望する者は、別に定める様式により、振興会理事長（以下「理事長」という。）に申請するものとする。

(登録及び結果の通知)

第10条 理事長は、前条の規定により提出された様式により、第7条に定める資格及び第8条に定める登録要件を満たすことが確認できた場合、当該研究機関を雇用制度導入機関として登録する。

2 理事長は、前項の確認の結果について、申請者に文書又は電子的方法により通知する。

3 振興会は、雇用制度導入機関を公表することができる。

(登録の取下げ)

第11条 雇用制度導入機関として登録した者は、前条第2項の規定による通知を受領した場合において、災害その他やむを得ない理由により雇用制度導入機関としての要件を満たすことが困難となった場合は、振興会の定める期日までに雇用制度導入機関としての登録を取り下げることができることとする。

2 前項の取下げをしようとするときは、別に定める様式による登録取下書を振興会に提出し承認を受けなければならない。

(登録の抹消)

第12条 振興会は、雇用制度導入機関として登録した者が前条第2項に定める登録取下書を振興会に提出した場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めた場合には、当該研究機関の雇用制度導入機関としての登録を抹消することができる。

一 第7条の規定による資格又は第8条の規定による登録要件を満たさないことが明らかとなるとき

二 第9条の規定により提出した様式の記載事項に虚偽が発見されたとき

三 法令、本実施要項、振興会が本事業に関して別に定める規定の内容又は本実施要項に基づき振興会の処分若しくは指示に違反したとき

四 その他、明らかに雇用制度導入機関として適切でない行為をしたとき

(事務)

第13条 本事業に係る事務は、振興会人材育成事業部研究者養成課において処理する。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年1月25日から施行する。